

## 業

## (2)組織形態別林業経営体数

単位:経営体

平成27年2月1日現在

区分	計	法人化している				地方公共団体 ・財産区	法人化 していない
		農事組合法人	会社	各種団体	その他の法人		
県計	1,964	1	62	38	37	35	1,791
静岡市	380	-	12	3	2	4	359
浜松市	518	-	10	11	7	3	487
沼津市	21	-	-	2	-	-	19
熱海市	2	X	X	X	X	X	X
三島市	8	-	3	-	-	-	5
富士宮市	87	-	8	1	-	6	72
伊東市	7	-	-	1	-	-	6
島田市	156	-	9	2	3	-	142
富士市	63	-	4	2	-	-	57
磐田市	19	-	-	-	-	2	17
焼津市	4	-	-	-	-	-	4
掛川市	48	-	-	1	1	5	41
藤枝市	54	-	-	-	-	-	54
御殿場市	82	-	3	3	12	4	60
袋井市	5	-	-	-	-	-	5
下田市	15	-	-	1	1	1	12
裾野市	63	-	1	1	2	-	59
湖西市	1	X	X	X	X	X	X
伊豆市	85	-	2	2	2	2	77
御前崎市	5	-	-	-	-	-	5
菊川市	11	-	-	-	-	-	11
伊豆の国市	30	-	-	-	-	3	27
牧之原市	15	-	-	-	1	-	14
東伊豆町	10	1	-	-	1	1	7
河津町	14	-	-	-	-	-	14
南伊豆町	11	-	3	-	-	-	8
松崎町	5	-	1	-	-	-	4
西伊豆町	4	-	-	-	-	1	3
函南町	23	-	1	-	-	-	22
清水町	2	X	X	X	X	X	X
長泉町	5	-	1	-	-	1	3
小山町	48	-	-	5	3	-	40
吉田町	-	-	-	-	-	-	-
川根本町	114	-	1	1	1	-	111
森町	49	-	2	2	-	2	43

注) 林業経営体とは、平成27年2月1日現在で次の規定のいずれかに該当する者をいう。

①権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)

②委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。)

資料 統計調査課「2015年農林業センサス調査」